安中市

令和7年7月時点

分	中和141万时点
類	事業名 (対象者・内容)
子	放課後児童クラブ利用料減免
育て支援	対象者: (1)生活保護法による被保護世帯 (2)前年度の市町村民税が非課税の世帯 (3)前年度の市町村民税が非課税かつひとり親家庭の世帯 (4)ひとり親家庭の世帯 内容: 対象児童の放課後児童クラブ利用料半額または全額免除 問合せ: 《こども課 幼児教育保育係》 Tel: 027-382-1111
	副食費の無償化
	対象者: 保育所や認定こども園等を利用している満3歳以上児クラスの児童の保護者 内容: 副食費(おかず・おやつ代)月額4,800円まで無料 ※保護者の申請は不要 問合せ: 《こども課 幼児教育保育係》 Tel: 027-382-1111
	遠距離児童生徒通学費補助事業
	対象者: 遠距離を通学する児童生徒 内 容: ・小学校児童…通学距離が4km以上の区間 年額15,400円 ・中学校生徒…通学距離が6km以上の区間 年額15,400円 問合せ: 《教育委員会学校教育課 学事係》 Ta: 027-382-1111
	出産祝品
	対象者: 市内に住所を設定した出生子の保護者 内 容: 市内にある碓氷製糸株式会社で製品化した「絹のおくるみ」を贈呈 問合せ: 《市民課 窓口係》 Tel:027-382-1111
	医療相談アプリ
	対象者: 安中市在住の妊婦もしくは小学1年生以下の児のいるご家庭 ※家族5名(本人含む)まで利用可能 内容:スマートフォンで簡単に医師に相談ができるアプリで、身体の不調やケガ、心の悩み、妊産婦、乳幼児に関する 相談が可能 ○利用期限 一番下のお子様の年齢が7歳を迎える年度末まで ○費 用 一部機能を除き無料(24時間・365日)※データ通信料は利用者負担 問合せ:《健康づくり課 母子保健係》 Tel:027-382-1111
	安中市マタニティサポート給付金
	対象者: 次のいずれにも該当する人 ・令和6年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 ・令和6年4月1日以降に生まれた児を養育する母で、その児が申請時点で日本国内に住所を有する人 ・申請時点で妊婦や母(養育者)もしくは本事業の対象となる児が本市の住民基本台帳に記録されている人 内 容: ○給付金額
	・妊婦のための支援給付金の対象となる妊娠1回につき5万円 ・妊婦のための支援給付金の対象胎児1人につき5万円(3人目の給付は8万円) ○給付方法 電子地域通貨(UMECA)によるポイント給付 問合せ:《健康づくり課 母子保健係》 Tel:027-382-1111

子

分

類

事業名 (対象者・内容)

安中市奨学資金制度

対象者: 本市に住所を有する、高等学校・高等専門学校に在学中又は入学予定の者

内 容: 公立・私立高校 月額15,000円 (3年間で54万円)

·利 息 無利子

・保証人 2名(うち1名は親権者、もう1名は市内で独立の生計を営む成年者)

・返還期間 6年間(24回 3ヶ月毎に22,500円を返還)

問合せ: 《教育委員会総務課 庶務係》 Tel: 027-393-7075

学校給食費一部無料化

対象者: (1)平成19年4月1日以降に出生した者を第一子とし、その者から数えて3人目以降の者

で、安中市立小学校に在籍する児童

(2)安中市立中学校に在籍している生徒 内 容: 安中市立小中学校の学校給食費相当額を無償化

※保護者・児童生徒が本市に住所を有し、同一世帯で学校給食費の未納がないこと

問合せ: 《教育委員会総務課 学校給食係》 Tel: 027-393-7075

結婚新生活支援事業

対象者: 次のいずれにも該当する人 ※その他にも要件あり

・指定期間において婚姻届を受理された夫婦が属する世帯 (夫婦所得合計500万円未満)

・夫婦の両方が婚姻の時点において、39歳以下であること(誕生日前日に年齢が加算)

内容: ○補助対象経費:指定期間において実際に支出した経費

・住宅の賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ)

・住宅の取得費用(新築費用・購入費用)

・住宅のリフォーム費用(修繕・増築・改築・設備更新などの工事費用)

・引越し費用

○助成金額:夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円

上記以外の世帯 上限30万円

問合せ: 《市民課 市民生活係》 Tel: 027-382-1111

不妊治療費助成事業

対象者: 次のいずれにも該当する者

・不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦

・申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民

・医療保険加入者

・市税の滞納がない市民

内 容: 〇対象となる治療費

医師が認めた医療保険診療および医療保険適用外の不妊治療

※受診証明書等の文書作成手数料は助成対象外

※各医療保険に基づく給付金を受ける場合は負担額から当該給付金の額を差し引いた額

○助成金額 上限10万円 (対象治療費の千円未満切り捨て)

○申請回数 1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に1回

○申請期間 不妊治療を受けた日の属する年度の末日まで

問合せ: 《健康づくり課 保健指導係》 Tel:027-382-1111

分類	事業名 (対象者・内容)
	不育症治療費助成事業
	対象者: 次のいずれにも該当する者 ・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ・申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から本市に住所を有する市民 ・医療保険加入者 ・市税の滞納がない市民 内 容: ○対象となる治療費 医師が認めた不育症治療費 ※受診証明書等の文書料、入院時の差額ベット代、食事代は助成対象外 ※医療保険に基づく給付金を受けた場合や、県不育症検査費用助成事業申請の場合は、治療費から県助成額を除いた額 ○助成金額 上限20万円(対象治療費の千円未満切り捨て) ○助成の数 1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に1回 ○申請期間 不育症治療を受けた日の属する年度の末日まで 問合せ: 《健康づくり課 母子保健係》 Tel:027-382-1111
-	産後ケア事業
子育て支援	対象者: 安中市に住所を有する産後1年未満の産婦とお子さんで、産後の体調の回復や育児に不安がある人内容: 助産師による訪問型、病院や助産院等におけるデイサービス型、ショートステイ型(有料) 〇事業内容 ・お母さんのケア(授乳指導・健康状態のチェック・休息の確保) ・赤ちゃんのケア(健康状態、体重、栄養等のチェック) ・育児サポート(沐浴や育児相談等) 〇利用できる回数 最大7日 ※短期入所(ショートステイ)型の日数 1泊2日を2日・2泊3日を3日 問合せ:《健康づくり課 母子保健係》 Tel:027-382-1111

分 (対象者・内容) 事業名 類 安中市マイホーム取得支援金 住 対象者: 〇安中市内に住宅を初めて取得した方(法人は除く) ・令和3年1月1日以降に所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること 支 ・住宅を共有で取得した場合は、共有者のうち1人に限る 援 ・相続、贈与、交換により取得したものを除く など ○令和5年7月1日以降、支援金の交付の申請をする日までに、当該住宅に定住し、申請後も定住を継続する 意思のある方 内 容: 〇支援金額 【基本額】…100,000円(住宅取得費用(税込)の3%、上限100,000円) 【要件に応じた加算額】 ・転入加算 50,000円(過去3年間において、安中市に住民登録がない場合) ・子ども加算 50.000円(中学生以下の子ども一人あたり) ・空き家バンク加算 30,000円 (安中市空き家バンク登録物件を取得した場合) 200,000円(県外通勤のために新幹線を定期券利用する場合) 新幹線通勤加算 ○申請期限 取得した住宅に定住を開始してから1年以内 問合せ: 《政策・デジタル推進課 地域づくり係》 Tel: 027-382-1111 住宅省エネ改修補助事業 対象者: 次のすべてを満たす人 ・市内の住宅に居住している18歳以上の人(完了報告書提出時までに居住予定の18歳以上の人を含む) ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・市税を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと 内 容: ○補助対象住宅(補助対象者が居住もしくは居住予定の次に該当する住宅) ・一戸建て住字 ・併用住宅 (店舗その他事業の用のみに供する部分を除く) 集合住宅の個人専有部分 ※個人所有でない住宅、賃貸住宅、給与住宅、別荘等一時的に使用する住等は対象外 ○補助対象工事(次のすべてを満たす工事) ・建築物の省エネルギー化または維持保全に資する工事で、補助金交付要綱に定めるもの ・市内業者に発注して実施する工事 ・補助対象となる工事の費用(補助対象経費)が5万円(税込み)以上の工事 ・補助金の交付決定を受けた後に着手する工事 ・指定期日までに完了報告書類を提出できる工事 ○補助金額 補助対象経費(税込み5万円以上)の20%を補助 ○補助金交付限度額 ・現金で受け取る場合 10万円 ・電子地域通貨(UMECA)で受け取る場合 11万円分のポイント ○申請手続き 事前申請 ○公開抽選(事前申請件数が多数の場合)

公開抽選により当選者を決定し、当選者以外の補欠順位を決定

問合せ: 《建築住宅課 指導係》 TeL: 027-382-1111

分 (対象者・内容) 事業名 類 空き家バンク登録物件リフォーム等補助事業 住 対象者: 空き家バンクに登録された物件を売買又は賃貸借契約し、リフォーム工事または家財処分を行う者 内 容: ○補助金額(受けられる補助金は、リフォーム工事または家財処分どちから一方のみ) 支 (1)リフォーム工事補助:工事費用の2分の1(上限20万円) 援 (2)若者加算:購入者またはその配偶者が40歳未満の場合、補助金上限額に20万円を加算 ※補助率変更なし(リフォーム工事のみ対象) (3)家財処分補助:処分に係る費用が5万円以上の場合、処分費用の2分の1(上限10万円) 問合せ: 《建築住宅課 住宅政策係》 Tel: 027-382-1111 木造住宅耐震診断事業 対象者: 次の条件をすべて満たした個人 ・対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人 ・対象住宅を所有し居住している人で、市税を滞納していない人 対象住宅: 次の条件をすべて満たした住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅) ・平屋建てまたは2階建て ・在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅 診断費用: 無料 (ただし、診断者の交通費として一律1,000円を自己負担) 問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tel: 027-382-1111 木造住宅耐震改修補助事業 対象者: 次の条件をすべて満たした個人 ・対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人 ・市税を滞納していない人 ・対象住宅を所有し、かつ居住している人 対象住宅: 次の条件をすべて満たした住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅) ・平屋建てまたは2階建て ・在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅 補助金額: 耐震補強工事(耐震補強工事費および工事監理費)にかかる費用の5分の4以内(限度額115万円) 問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tel: 027-382-1111 市営住宅の紹介

内 容: 市のホームページに記載 https://www.city.annaka.lg.jp/page/2207.html

問合せ: 《群馬県住宅供給公社 安中支所》 Tel: 027-381-8515

	事業名 (対象者・内容)
安	 中市危険ブロック塀等撤去費補助金
	対象工事: 次のすべてを満たす工事 ・道路に沿って設置された危険ブロック塀等を撤去する工事 ・補助金の交付決定を受けた後に着手する工事 ・指定期日までに完了報告書類を提出できる工事 ・市内業者に発注して実施する工事
	○危険ブロック塀等とは、次のすべてを満たすもの ・市内に設置され、申請の時点で現に存在しているもの(交付申請の時点で未着工のもの) ・個人が所有するもので、補強コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱(下部に設置された基礎を含む。) ・道路に沿って設置されたもの ・道路からの高さが0.8m以上のもの ・道路と敷地の境界から当該ブロック塀の高さの範囲内にあるもの ・ブロック塀の点検のチェックポイントの点検の項目において、不適合があり危険なもの 対象者:次のすべてを満たす人 ・危険ブロック塀等の所有者または相続人 ・共有者または相続人が複数いる場合は、その全員から危険ブロック塀等の撤去について同意を得ている人 ・市税等を滞納してしていない人
	補助金額: 補助対象工事費に2分の1を乗じて得た額(交付限度額 5万円) ※危険ブロック塀等を撤去する長さの合計が5m未満の場合の限度額(撤去長さ1m当たり1万円を乗じた額) 問合せ: 《建築住宅課 指導係》 Tel:027-382-1111
生	け垣の設置補助金
	条件:・安中市内の個人用住宅用地であって現に住宅があるか、住宅を建てる土地への設置である ・隣地や道路等との境界に設置してあるもの ※建築基準法により、後退義務が生じる道路は中央から後退線までの間を除いた場所 ・竹等を支柱として設置してあるもの(高さ0.6メートル以上、総延長10メートル以上) ・設置してから1年未満のもの
	・将来的にわたり隣地または道路等に迷惑を及ぼさないもの ・上記に該当し、以前に補助金の交付を受けていないもの 補助金額: 施工費および樹木購入費を対象とし、その事業総額が4万円以上で、相当する額の4分の1以内(上限5万円)

問合せ: 《都市整備課 都市施設管理係》 Tel: 027-382-1111

分	
類	事業名 (対象者・内容)
12	住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
住	対象機器:○太陽光発電システム
宅士	【機器要件】
支	・当該システムを設置した住宅に電力を供給するための太陽光発電システムであること
援	・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること
	・日本工業規格等で認められていること
	・未使用品であること(中古品は対象外)
	・太陽電池モジュール本体の機器費用が無償の場合は対象外とする
	【対象範囲】
	太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、電力計、配線・配線器具
	の購入・据付、設置工事に関する費用
	○定置用リチウムイオン蓄電システム
	【機器要件】
	・住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに
	蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること
	・当該システムを設置した住宅に電力を供給するための定置用リチウムイオン蓄電システムであり、太陽光発
	電システムと接続して使用するために設置されたものであること
	・リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより発電した電力又
	は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの
	・一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
	・未使用であること(中古品は対象外)
	【対象範囲】
	定置用リチウムイオン蓄電池、附属品等の購入費及び設置工事に係る費用 ○太陽熱利用温水器
	【機器要件】未使用品であること(中古品は対象外)
	【対象範囲】太陽熱利用温水器の購入費及び設置に係る費用
	○木質ペレットストーブ
	【機器要件】
	・木質ペレット(製材端材や間伐材等の木材を粉砕したおが粉を円筒状に固めたもの)を燃料として使用する
	暖房機であること
	・木質ペレット以外の燃料を使用しないこと
	・未使用品であること(中古品は対象外)
	【対象範囲】
	木質ペレットストーブの購入費及び設置に係る費用
	対象者: ・交付申請を行う住宅において、過去に市の補助金を利用して導入した対象機器が設置されていない住宅に居 住する者
	・建売住宅供給者等から市内にある対象機器(未使用品に限る。)付住宅を購入し、居住した者
	・市民であり、市税を滞納していない者
	補助金額: ○太陽光発電システム 公称最大出力1Kwあたり1万円(上限5万円)
	○定置用リチウムイオン蓄電システム 蓄電容量 1 Kwhあたり1万円 (上限6万円)
	〇太陽熱利用温水器 本体購入費及び設置に係る税抜費用の10%相当額(上限1万5千円)
	〇木質ペレットストーブ 本体購入費及び設置に係る税抜費用の10%相当額(上限5万円)

問合せ: 《環境政策課 環境推進係》 TeL: 027-382-1111

分類	事業名 (対象者・内容)
創	創業・事業承継相談会
剧 業 支 援	対象者: ・市内在住・在勤または安中市内でこれから創業を検討している人 ・創業後も間もない人 ・後継者が不在でお店や会社を引き継ぎたいと考えている事業者等 内 容: 「あんなか創業支援ネットワーク」各支援機関の専門員による相談対応 ・起業したいけど、何をすればいいかわからない ・事業承継をしたいけど後継者がいない などの創業・事業承継に関する相談会 安中市ホームページ https://www.city.annaka.lg.jp/page/1957.html 問合せ: 《商工課 商工労働係》 Ta: 027-382-1111
創	創業者融資利子補給金および創業奨励金
業 支 援	対象者: 次のいずれにも該当する者 ・対象融資 (創業に関するもの) の実施時において、新たに創業する者又は創業後1年未満の者 ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人又は市内に住所を有し、かつ、主たる 事務所を設置する 個人にあって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められること ・法令に基づく許認可等に係る登録、届出等を行っていること ・市税の滞納がないこと ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと ※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象外 ・金融業、保険業、風俗業、その他公序良俗に反する等、この趣旨に沿わない事業 内 容: 市内で新たに創業する者又は創業後1年未満の者が、創業に関する融資を受けた場合に、利子の補助と創業奨励金を交付(融資前に要事前相談) (1)利子補給金の額および交付対象期間 対象融資に係る支払利子額とし、1補助対象者につき2年間で15万円を上限 (2)創業奨励金の額および交付対象期間 信用保証協会に支払う信用保証料に相当する額とし、1補助対象者につき2年間で10万円を上限 【認定申請】 対象融資を受けた日から2か月以内に認定申請をする必要あり 問合せ: 《商工課 商工労働係》 Ta: 027-382-1111

分類	事業名 (対象者・内容)
創	創業者サポート補助金
業支援	対象者: 次のいずれにも該当する者 ・年度内に創業予定または申請時点で創業の日から6ヶ月を経過していない者 ・市内に本店若しくは主たる事務所を設置する法人または市内に住所を有し、かつ、主たる事務所を設置する個人 ・特定創業支援等事業による支援を受けた者 ・市税の滞納がない者 ・創業後も継続して市内で事業を行う予定である者 ※次のいずれかに該当する事業を行う者は交付対象外 ・安中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等である者 ・宗教活動または政治活動を目的とした事業を開始する者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可または届出を要する事業を開始する者 ・他の者が行っていた事業を承継して事業を開始する者 内容: 【補助金額】※予算上限に達した時点で受付終了創業にかかる費用に50%を乗じて得た額(上限50万円)を補助 ※1年以内に市内に転入した者が新たに創業する場合の上限は70万円 【補助対象経費】 ・事業所等の増改築または修繕にかかる費用 ・専ら事業の用に供する設備等の購入および設置にかかる費用 ・広告および宣伝にかかる費用 ※対象経費について要事前相談 ※補助金の交付決定前に着手・支出された経費は対象外
	【継続奨励金】 補助金が交付された年度の翌年度から起算して3年間の事業の継続が見込まれる場合、10万円の奨励金を支給 問合せ: 《商工課 商工労働係》 Tel: 027-382-1111
そ	移住・定住コーディネーター
Ø	対象者: 安中市への移住・定住・二拠点生活を希望する方 内 容: 市が委嘱した市内在住の移住者による相談対応や地域情報の提供など
他	門 谷・中が姿塊した中内住住の参注者による相談対応や地域情報の提供など 問合せ: 《政策・デジタル推進課 地域づくり係》 Ta: 027-382-1111
	まちづくり人材バンク
	条 件: 市のホームページに記載 https://www.city.annaka.lg.jp/page/1534.html
	内容: 市民活動の活性化や市民参加によるまちづくりの推進を図るため、豊富な経験や専門的な知識、技能を有する方
	を人材として登録し、その経験や知識、技能を必要な方へ提供する制度 問合せ: 《市民課 市民生活係》 Ta: 027-382-1111

9ページ